

# 令和3年度第1回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第二分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和3年6月25日(金)	
委員(敬称略)	第二分科会長	松原 健一 安西法律事務所 弁護士
	委員	倉井 潔 倉井潔税理士事務所 税理士
	委員	高橋 裕 学校法人専修大学商学部 教授
審議対象期間	原則として令和3年1月1日～令和3年3月31日の間における調達案件	
抽出案件	13件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	13件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等(※書面による質疑応答をまとめたもの)	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

## 【審議案件1】

審議案件名 : 最低賃金に関する実態調査集計アクセス及び抽出アクセスの改修一式  
 資格種別 : 役務の提供等(「A」、「B」又は「C」ランク)  
 選定理由 : 一般競争入札(最低価格落札方式)を実施している案件中、落札率が低い  
 発注部局名 : 労働基準局  
 契約相手方 : 株式会社グリフィン  
 予定価格 : 7,405,200円  
 契約金額 : 947,375円  
 落札(契約)率 : 12.8%  
 契約締結日 : 令和2年12月22日

### (調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、5者応札があり、株式会社グリフィンが契約の相手方となった。落札率は12.8%である。

意見・質問	回 答
<p>予定価格の積算資料の作成過程など、予定価格が適正であることについて根拠を添えてご説明ください。</p> <p>積算根拠にも何の資料を用いたのか、なぜこの工数なのかの説明がありません。たまたま落札率の低さから抽出されており予定価格の高さが焦点になったかには見えませんが、むしろ予定価格の積算根拠の説明・記録が不十分である点が問題であると思います。将来のよりよい調達のために、何を根拠にしているのかを明確に示してください。</p> <p>開札調書を見ると最も高い入札価格で予定価格の90%、それ以下は80%の金額以下でバラつきも大きいと思います。競争原理が働いた結果という見方もできる一方、予定価格の設定が高すぎたのではないかと考えられます。積算資料は誰がどのようにして作ったのでしょうか。また、それは現実的なものだったのかということについて検証はしていないのでしょうか。</p>	<p>仕様検討時において当初のシステム開発業者であったA社に見積を依頼し、それを参考にしながら人件費単価及び工数を設定の上、予定価格を作成いたしました。なお、人件費単価及び工数の合計は、結果的にA社の見積内容に準拠する形になりましたが、人件費単価は同社が定める標準価格基準の価格(6,800円/時×7.5時間=51,000円/日)であり、工数は業務内容を元に作成されたものであることから、予定価格の設定は適正なものであったと考えております。</p>

<p>落札率が極端に低いものの、他の応札者の応札金額を見ると非常識な積算では無かったのではないかと思います。しかし、むしろその積算は誰によってなされたのかが気になります。今回の予定価格は応札者の一つであるA社の応札額と完全に一致します。予定価格は厚労省が自ら積算したものなのでしょうか。それとも、A社に見積もり依頼をして得たものなのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の通り、A社に見積を依頼致しました。</p>
<p>積算資料では人件費は人日当たり 51,000 円と計算されているようですが当該業務に携わる人は同じ単価の人のみという前提でしょうか。どのような技能を持っている人を前提にしているのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、同じ単価の人のみとの前提で積算しました。技能については、アクセスの改修業務の能力を有している者を前提と致しました。なお、A社が定める標準価格基準では、経験年数が5年程度のエンジニアクラスをイメージした単価であるとのことでした。</p>
<p>(分科会長の意見)  【人件費単価及び工数の合計は、結果的にA社の見積内容に準拠する形になりましたが、人件費単価は同社が定める標準価格基準の価格（6,800 円/時×7.5 時間＝51,000 円/日）であり、工数は業務内容を元に作成されたものであることから、予定価格の設定は適正なものであったと考えております。】との回答でしたが、十分な理由にはなっていないと思います。  参考見積の工数や単価が適正であると判断したプロセスをきちんと説明できることが重要です。（注）最初の審議案件ですので、ここに記載しましたが、審議案件の全体を通じて、この観点が希薄である印象です。B委員が（審議番号5）で【特に人月の妥当性については発注者たる厚労省が主体的に確認をするべきで、これを行ったことがわかる資料を残すようにしてください。これは将来の調達にも役立つはずです。】とお書きいただいておりますが、全く同感であり、全体に徹底していただきたいです。</p>	

**【審議案件2】**  
 審議案件名 : 「令和3年有期労働契約に関する実態調査（個人調査）」の実施に関する委託業務一式  
 資格種別 : 役務の提供等（「A」、「B」又は「C」ランク）  
 選定理由 : 一般競争入札（最低価格落札方式）を実施している案件中、1者応札であり、落札率が高いため  
 発注部局名 : 労働基準局  
 契約相手方 : 株式会社マーケティング・コミュニケーションズ  
 予定価格 : 9,880,143円  
 契約金額 : 9,843,900円  
 落札(契約)率 : 99.6%  
 契約締結日 : 令和2年12月23日

(調達の概要)  
 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、株式会社マーケティング・コミュニケーションズが契約の相手方となった。落札率は99.6%である。

意見・質問	回 答
<p>入札を見送った理由として、再委託の制限を挙げている者があります。            現実には、1/2を超える場合でも認めている例が少ないと思いますが、このような実態を知る者と知らない者との間で不公平が生じる可能性があると思います。工夫の余地はないでしょうか。</p>	<p>「委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とする」という仕様書上の記載は、あくまで原則である旨を入札説明会等で補足するよう努めてまいりたい。</p>
<p>統括責任者を専任とすること、作業責任者との兼任を不可とすることの必要性について説明ください。予定価格の計算に、適切に斟酌されていると言えますでしょうか。</p>	<p>統括責任者を専任とし、また作業責任者との兼任を不可としたのは、統括責任者は、作業全体の進捗管理、厚生労働省との連絡調整、それを踏まえた作業責任者への指示等、委託業務の各種作業を統括する役割があることから、担当業務の遂行、指揮、進捗管理を行う作業責任者とは異なり、且つ、当プロジェクト全体のマネジメントのみに専念することができる者に請け負っていただく方が、厚生労働省とも緊密に連携が取れ、プロジェクトの品質や進捗管理に適していると考えたためである。また、本契約は契約期間を令和2年12月下旬から令和3年3月末まで、70日稼働することを想定していた。統括責任者の予定価格においては、契約期間中は統括責任者の業務のみを行うことを前提として日額×70日で算定しており、専任や兼任を不可とする要件を適切に斟酌していると考えます。</p>
<p>本件の再委託3者の理由や規模を明らかにしてください。</p>	<p>再委託の理由や規模は以下のとおり。            ○A社            (理由) 印刷の機械を備え、印刷を専門とする事業を行っており、封入・封緘等の付帯作業についても実績があるため            (規模) 契約金額1,100,000円(税込)            ○B社            (理由) コールセンターを社内に組織するほか、外部ネットワークも構築しており、スムーズな業務遂行に必要なため            (規模) 契約金額1,320,000円(税込)            ○C社            (理由) 入力業務を専門に行っており、スムーズな業務遂行に必要なため            (規模) 契約金額660,000円(税込)</p>

<p>公告から入札までが短いことと履行期間が短いことが気になります。たくさんの業者が関心を示していたということからすると、より早く公告して履行期間を長くできれば競争性が働いた可能性があります。予算が確保されて執行が確実にされたものについてはできるだけ早く公告し、十分な公告期間を確保して、履行期間も余裕があるようにしてください。</p>	<p>今後においては、予算が確保されて執行が確実にされたものについてできるだけ早く公告し、十分な公告期間を確保して、履行期間にも余裕を持たせるよう努めて参りたい。</p>
<p>仕様書を手交した業者は11者であるのに対し応札者が1者となった理由の一つは繁忙期であるためとのことですがこれは応札者が少ないときによく見かける理由です。どのような業者がいつ頃繁忙期に入るのか、という情報は省内で共有されていないでしょうか。受注者の業界が繁忙期に入るような時期には応札額が割高になってしまわないでしょうか。情報を共有して発注の時期を計画するという事は困難なのでしょうか。</p>	<p>どのような業者がいつ頃繁忙期に入るのか、という情報は省内及び局内で共有されていない。本件調達は、納品時期等を踏まえ調達時期を前後させることができなかつたが、今後においては余裕を持った履行期間の設定や業者への声かけ等を行うよう努めてまいりたい。</p> <p>なお、省内での情報共有については、厚労省は行政分野が多岐にわたるため、一律に各分野に対応した業者の繁忙期を把握し共有することは困難な状況です。</p>
<p>(分科会長の意見) 競争性を高めるための視点として、十分な準備期間や履行期間の確保も重要です。</p> <p>また、再委託50%超の許容は、常に例外を認めるということにはならないと思います。</p> <p>むしろ、どのような場合に例外として許容するのかを説明できるようにすべきだと思います(個別の部局の問題ではないかもしれません)。</p> <p>そのうえで、個々の調達事案においてその内容から判断して、2分の1以上の再委託もやむを得ないとするのか、原則どおり不可とするのかを判断することになると思います。</p>	

**【審議案件3】**

審議案件名 : 無期転換ルールへの対応に関する取り組みに対する啓発支援等一式  
資格種別 : 役務の提供等 (「A」、「B」又は「C」ランク)  
選定理由 : 一般競争入札 (総合評価落札方式) を実施している案件中、1 者応札であり、低入札価格調査を実施しているため  
発注部局名 : 労働基準局  
契約相手方 : ランゲート株式会社  
予定価格 : 11,356,688円  
契約金額 : 5,500,000円  
落札(契約)率 : 48.4%  
契約締結日 : 令和2年12月1日

**(調達概要)**

一般競争入札 (総合評価落札方式) を行ったところ、1 者応札があり、ランゲート株式会社が契約の相手方となった。落札率は48.4%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回 答
低入札となった原因について、どのように考えておりますでしょうか。今後の調達に際して参考となる点がありますでしょうか。	予定価格については、所要の額を積算したところであるが、落札者が、事業実施期間が短期間であること、事業の中核である「コンサルティングの実施」において経験・実績があり一定の費用で実施可能であったと推測していることから当該価格で応札したことにより低入札となったものと考えている。 なお、令和3年度については、事業の整理・統合を行った結果、概算要求を行っていないため、本事業の実施予定はないが、今後、その他の類似事業の調達を行うにあたっては、仕様において十分な委託事業実施期間を設定する等、十分な期間を設けられるよう努めてまいりたい。
履行期間を長くとり、できるだけ多くの企業が応札する環境を整えるなどの対策をすることと、予定価格の積算根拠のアップデートをお願いします。	令和3年度については、事業の整理・統合を行った結果、概算要求を行っていないため、本事業の実施予定はないが、今後、その他の類似事業の調達を行うにあたっては、仕様において十分な委託事業実施期間を設定する等、十分な期間を設けられるよう努めるとともに、予定価格の積算についても適切な額となるよう努めてまいりたい。
調達後に 1 者応札になった理由や低入札価格調査調査書において予定価格と落札者の予算を比較する等をしている点は良いと思います。ただこのような予定価格と入札価格の乖離をどのように埋めるかについてはどのようにお考えでしょうか。	令和3年度については、事業の整理・統合を行った結果、概算要求を行っていないため、本事業の実施予定はないが、予定価格については、所要の額を積算したところ、落札者が、事業実施期間が短期間であること、事業の中核である「コンサルティングの実施」において経験・実績があり一定の費用で実施可能であったと推測していることにより当該価格で応札したことにより低入札となったため、結果として入札価格との間に乖離が生じたものである。その他の類似事業の調達を行うにあたっては、そうした乖離を生じさせないようにするため、予定価格を適切な額とするよう努めてまいりたい。

<p>予定価格の積算資料と委託費交付内訳の比較をした結果について低入札価格調査結果に記載してあるのだと思うのですが人件費等の差額についてどの部分を比較した金額か判然としません。例えばコンサルタントの謝金は 2,210 千円、委託費交付内訳では 600 千円で差額が 1,610 千円だと思うのですが低入札価格調査結果には差額が約 1,800 千円と記載してあります。どの部分をどのように比較したものか教えて頂けますでしょうか。</p>	<p>低入札価格調査結果に記載のある、④事務局の人件費（約2,500千円）については、予定価格積算資料の「3. 事務体制の整備」4,100千円と、委託費交付内訳の「統括管理責任者」「事務局職員」「経理担当者」「諸税及び負担金」の合計1,557千円の差（4,100-1,557=2,543千円→約2,500千円）、⑤コンサルティング経費（約1,800千円）については、予定価格積算資料の「コンサルタント謝金」「コンサルタント旅費」の合計2,419千円と、委託費交付内訳の「コンサルタント賃金・謝金」「旅費・交通・通信費」の合計645千円の差（2,419-645=1,774千円→約1,800千円）をそれぞれ示しているものである。</p>
---	---

<p>（分科会長の意見）          低入札価格となった点については、プロセスに問題はなかったと考えます。          一般的な意見になりますが、低入札価格となった案件では、その要因を分析し、今後の類似案件の予定価格の算定に役立てていただきたいと思えます。</p>	
--	--

<p><b>【審議案件4-1】</b>  審議案件名：石綿届出・報告システムの設計・開発及び運用・保守業務に係る工程管理等支援業務  資格種別：役務の提供等（「A」又は「B」ランク）  選定理由：一般競争入札（最低価格落札方式）を実施している案件中、1者応札であり、金額が高いため  発注部局名：労働基準局労災管理課  契約相手方：EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社  予定価格：96,800,000円  契約金額：88,000,000円  落札(契約)率：90.9%  契約締結日：令和3年2月24日</p>	
---	--

(調達の概要)  
一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社が契約の相手方となった。落札率は90.9%である。

意見・質問	回 答
<p>予定価格の資料の作成過程など、予定価格が適正であることについて根拠を添えてご説明ください。</p> <p>見積書が積算根拠として提示されていますが、この見積もりは誰からとったものでしょうか。また、二者以上から見積もりをとることが望ましいとされていますが、他には見積もりをとっていないのでしょうか。</p>	<p>本件システムは、当省開発部分について令和元年度に外部業者に委託することにより調査研究を行っています。</p> <p>提出した見積様式は、事業者から提出されたものではなく、担当課で積算を行ったものです。工程管理支援業務については単独では見積を取得していませんが、令和元年度の調査研究受託業者の見積のうち、プロジェクト管理支援経費及びその他整備経費と同等の内容と見込んで担当課において積算を行ったものです。</p>
<p>見積様式に記載されている人月はどのような技能を持つ人を前提として単価を決めているのでしょうか。</p>	<p>開発ベンダから出てきた情報を基に資料レビュー、進捗管理、品質確認、関係ステークホルダー（申請者や地方公共団体、労基署や他省庁等）との調整や管理を実施する要員としてPJ管理要員(250万円/月)、その他システム方式設計書や環境定義書などのドキュメント類を作成する要員(150万円/月)の平均値を採用したものです。</p>
<p>前回調達状況及び前回一者応札の要因及び対応方針と4-2の案件は同じもののようですが、前回は類似の案件において工程管理等支援業務と開発及び運用・保守業務一式を合わせて一つの調達としていたのでしょうか。そうだとすると今回2つに分けた理由はなんのでしょうか。そうでなかったとしても2つに分けた方が経済的合理性があるとの判断でしょうか。そうであればどのような計算がされたのか、実例があったのかということをお教え下さい。</p>	<p>4-1と4-2の関係性は、4-2がシステム本体の設計開発、4-1がその開発工程等を管理支援する事業であり、費用対効果や経済合理性の観点から同一のシステム案件を複数に分割したものではありません。大型かつ新規のシステム開発案件の場合は、開発ベンダ（受託者）とシステム発注部局にはシステム開発における技術力や情報量に非対称性があることから、専門のITコンサルタント会社を工程管理支援業者として第三者的な立場で助言・工程管理を行うことは一般に行われていることと承知しています。</p>
<p>4-1の一者応札になった要因分析と4-2の一者応札になった要因分析は同じ文章ですが実際にこの通りの回答だったのでしょうか。これらの調達を断念する理由というのは常にこういう理由になってしまうのでしょうか。</p>	<p>入札直前まで入札の意向を示していた事業者にはヒアリングを行った結果を集約したところ、資料に記載のとおりのおりの回答となったものです。なお、4-1と4-2の案件について、相互に入札制限はあるものの、同一企業が双方の入札案件に対して興味をもっていたこともあり、ヒアリング結果には重複があるものです。</p>
<p>(分科会長の意見)  一者応札ということで審議対象となりましたが、プロセスに問題はないものと考えます。  引き続き、競争性を高める工夫をお願いします。</p>	

【審議案件4-2】

審議案件名 : 石綿届出・報告システムの設計・開発及び運用・保守業務

資格種別 : 役務の提供等 (「A」ランク)

選定理由 : 一般競争入札 (総合評価落札方式) を実施している案件中、1者応札であり、落札率が高いため

発注部局名 : 労働基準局労災管理課

契約相手方 : 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

予定価格 : 511,852,000円

契約金額 : 511,500,000円

落札(契約)率 : 99.9%

契約締結日 : 令和3年2月24日

(調達の概要)

一般競争入札 (総合評価落札方式) を行ったところ、1者応札があり、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが契約の相手方となった。落札率は99.9%である。

意見・質問

回答

予定価格の資料の作成過程など、予定価格が適正であることについて根拠を添えてご説明ください。

落札率が高い理由は複数回の入札の結果だと思われませんが、第1回目の入札額は予定価格よりわずか0.57%ほど多いだけで極めて近い金額でした。予定価格はどのように立てたのでしょうか。

見積書が積算根拠として提示されていますが、この見積もりは誰からとったのでしょうか。もしこれが落札者からとったものであれば、落札率が高いのはある意味当然だと思います。また、二者以上から見積もりをとることが望ましいとされていますが、他には見積もりをとっていないのでしょうか。

提出した見積様式は、事業者から提出されたものではなく、担当課で積算を行ったものです。

具体的には、本件システムは、当省開発部分について令和元年度に外部業者に委託することにより調査研究を行っているところ、当該業者から提出された見積を基に工数等の開発規模を見込み、令和2年度中に実施した本件システムに係る意見招請において別事業者 (本事業落札事業者) から提出された見積の単価を加味して積算を行ったものを最終的な見積様式として予定価格に反映させています。

なお、本事業落札事業者から意見招請時点において提出された見積においては8.55億円が計上されていたところ、過大と考えられる点が認められたことから、予定価格については最終的に担当課において積算を行った上で5.12億円としたものであり、特定の事業者の見積額をそのまま採用したものではありません。

上記のとおり、2者から見積を取得した上で、最終的に担当課において積算を行ったものです。

(分科会長の意見)

一者応札ということで審議対象となりましたが、プロセスに問題はないものと考えます。

引き続き、競争性を高める工夫をお願いします。



**【審議案件5】**

審議案件名 : 労働基準行政システムに係る運用業務一式 (令和2年度開始)  
 資格種別 : 役務の提供等 (「A」、「B」又は「C」ランク)  
 選定理由 : 一般競争入札 (総合評価落札方式) を実施している案件中、1者応札であり、金額が高いため  
 発注部局名 : 労働基準局労災管理課  
 契約相手方 : 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
 予定価格 : 2,227,391,100円  
 契約金額 : 2,178,000,000円  
 落札(契約)率 : 97.8%  
 契約締結日 : 令和3年1月4日

(調達の概要)

一般競争入札 (総合評価落札方式) を行ったところ、1者応札があり、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが契約の相手方となった。落札率は97.8%である。

意見・質問	回 答
<p>統括責任者の要件が適切であるとの見解をいただいているが、もう少し具体的に説明してください。</p> <p>これらの要件を発案したのは誰でしょうか。</p>	<p>本調達には、運用業務の統括責任者であるため、マネジメントの資格であるプロジェクトマネージャ試験合格者やPMP有資格者の他にITサービスマネージャ等のITサービスに係る資格を要件としております。</p> <p>また、他の業務経験に係る要件として、労働基準行政システムと同規模以上のシステムにおける運用業務等の統括管理者としての経験や、運用業務等の経験年数を求めています。遅延することにより被災労働者の生活に多大なる影響を及ぼすこととなる労災保険給付の支払や、多数の個人情報を取り扱うというシステムの特長上、運用業務の統括責任者には十分な経験が求められるため、当該要件については適切であると考えております。</p> <p>前回調達において、応札しなかった業者へヒアリングを行ったところ、経験年数については運用業務のみでの経験年数の条件だけでは厳しいとの意見があったため、本調達では運用管理業務やアプリケーション保守業務等の経験も加えた経験年数という条件に緩和しております。</p> <p>発注者である、厚生労働省労働基準局労災保険業務課です。</p>
<p>10Msteps とは、どの程度の規模なのでしょう。</p>	<p>画面数が約2000、帳票数が約3000のシステムとなります。</p>
<p>予定価格の資料の作成過程など、予定価格が適正であることについて根拠を添えてご説明ください。</p>	<p>複数の業者 (4者) からの見積りを取得し、労災保険業務課にて要件に対する見積りの精査を実施し、積算内訳を作成しております。また、その結果を第三者の妥当性評価を得ております。</p>
<p>これだけ大きなプロジェクトであると、人月の積算には積算を行うものによりばらつきが大きくなると思います。特に人月の妥当性については発注者たる厚労省が主体的に確認をするべきで、これを行ったことがわかる資料を残すようにしてください。これは将来の調達にも役立つはずですが。</p>	<p>承知いたしました。今後の調達では見積り取得業者の幅を広げて対応してまいります。</p>
<p>応札者からの見積もりだけでなく、例えば IT コンサルなどのような直接応札はしてこないかもしれないところからでも複数見積もりをとり、適切な金額で調達できるようにしてください。</p>	<p>承知いたしました。今後の調達では見積り取得業者の幅を広げて対応してまいります。</p>

<p>このシステムを製作したのは今回の落札者でしょうか。</p>	<p>本システムの製作は今回の落札者と同じ業者のみです。労働基準行政システムの平成31年更改前においては、複数の業者により製作されておりました。</p>
<p>予定価格の計算の前提となるのは当該システムを開発した業者が運用することを前提として作られているのでしょうか。それとも他者が開発したシステムを運用することを想定して作られたのでしょうか。あるいは折衷でしょうか。システムの保守・運用は当該システムの開発業者か否かによって初期にかかる費用が大幅に異なると思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>予定価格の作成においては、複数の業者（4者）からの見積りを取得した上で、価格設定を行っております。また、初期にかかる費用につきまして、本調達では現行の運用作業を引継いで次期運用作業を行う業者を調達するものであるため、運用に使用する手順書等は用意されておりますので、開発者か否かによる差異は少ないと考えております。</p>
<p>（分科会長の意見） 一者応札ということで審議対象となりましたが、プロセスに問題はないものと考えます。 引き続き、競争性を高める工夫をお願いします。</p>	

【審議案件6】

審議案件名 : 年金業務システム (経過管理・電子決裁サブシステム) のひとり親の申請全額免除基準への追加及び免除事務改善対応に係る設計・改修等業務 一式

資格種別 : -

選定理由 : システム関係の随意契約で金額が高く、また、再委託を行っているため、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため (再委託1 / 2以上)

注部局名 : 年金局事業企画課

契約相手方 : 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

予定価格 : 383,868,188円

契約金額 : 383,868,188円

落札(契約)率 : 100%

契約締結日 : 令和2年11月16日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
落札者からの工数見積りを精査したとありますが、具体的にはどのような作業をされたのでしょうか。	本案件の工数精査に際しては、開発にかかる作業全量を要求仕様書、開発標準、開発管理標準に基づき、詳細化した作業項目をWBS化し、そのWBSに作業工数を積み上げ、見積もる方法を採用しております。 受託者が作成したWBS見積りの作業工数 (精査前のWBS) に対して、日本年金機構及び日本年金機構の支援業者において作業項目に積算された人数、時間などを効率化できる項目、根拠が不明瞭な数値で積算されている項目について精査し、改善を求めた結果を精査後のWBSとして受託者と合意しています。
単価 (1,417,000 円) はどのように設定したのでしょうか。	単価については、受託者から提示された単価を用いており、当該単価については、要員のスキルや経験を考慮したランク別単価の加重平均にて算出しています。
積算内訳は省内、添付の見積書は受注者作成の見積かと思いますが金額は同じようです。積算内訳には「工数見積もりを事業担当者が精査したもの (システム開発委員会承認)」と記載してありますが、どのような順番で積算、審査、見積もりが行われたのでしょうか。積算内訳を作成するまでの間に受注者と十分な価格交渉が行われていたということでしょうか。	受注者が作成したWBS見積りの作業工数 (精査前のWBS) に対して、日本年金機構及び日本年金機構の支援業者において工数を精査し、受注者と交渉を経たうえで、受注者から見積書を提示させており、本省において積算内訳を作成しております。

<p>随意契約理由として先行開発と履行期間が重なることによる基本設計書の入手が不可能であるためとしています。これは計画および計画変更をする発注者側の問題なのではないでしょうか。</p> <p>先行開発が遅ればその後の開発を自動的に随意契約にできてしまうかのようで、不自然さを感じます。</p>	<p>いずれも法令や閣議決定により定められた稼働時期のため、重複した開発の計画とせざるを得なかったものであり、発注者側で履行期間の重複を避けるような計画変更の余地はなかったものでした。</p> <p>(先行開発) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年5月22日公布) ⇒ 骨太の方針2019(令和元年6月21日閣議決定)において「2021年3月から本格運用する」とされている。</p> <p>(後発の本案件) 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年6月5日公布、令和3年4月1日施行) ⇒ 令和2年度税制改正大綱における未婚のひとり親等に対する税制上の措置に対応するため、令和3年6月から実施</p>
<p>再委託に関しては、この規模だと起こりえるものだと思いますので特に問題とは思いません。</p>	
<p>この年金業務システムは今回の受注者が作成したシステムでしょうか。当該システムに係わる改修などで今回の受注者以外の業者が落札したことはあるのでしょうか。またこのようなシステムの改修では随意契約になりやすいのではないかと想像されるのですが、どのくらいの割合で随意契約となっていますか。</p>	<p>年金業務システムのうち、本案件の対象である経過管理・電子決裁サブシステムについては、今回の受注者が作成しています。</p> <p>経過管理・電子決裁サブシステムのシステム改修は、現時点で全て今回の受注者との随意契約となっています。</p> <p>なお、年金業務システムは、公開された技術や標準的な開発方法を採用するほか、分かりやすい変更要件の明示に努めつつ、早期から開発内容のRFIを実施する等の取組を進めているところです。</p>
<p>(分科会長の意見)</p> <p>随意契約としたことはやむを得なかったと判断しますが、競争性を高める努力をお願いします。</p> <p>また、参考見積の工数や単価が適正であると判断したプロセスをきちんと説明できることが重要です。再委託が想定される場合には、この単価にも影響する可能性がありますので、事案ごとに判断していただきたいと思います。競争性がない随意契約の場合は、特に重要です。</p>	

<p><b>【審議案件 7】</b>  審議案件名 : 国民年金保険料のクレジットカード納付に係るカード番号管理等の業務委託 一式  資格種別 : -  選定理由 : 公募を実施している案件中、契約率が100%であり、1者応募であるため  発注部局名 : 年金局事業企画課  契約相手方 : ベリトランス株式会社  予定価格 : 6,957,500円  契約金額 : 6,957,500円  落札(契約)率 : 100%  契約締結日 : 令和2年10月1日</p>	
<p>(調達の概要)  公募を行ったところ、1者応募があり、ベリトランス株式会社が契約の相手方となった。契約率は100%である。</p>	
<p><b>意見・質問</b></p>	<p><b>回 答</b></p>
<p>予定価格の資料の作成過程など、予定価格が適正であることについて根拠を添えてご説明ください。</p>	<p>過去に他社とも契約しており、これら契約実績を踏まえ、価格交渉を行い、予定価格を策定しております。</p>
<p>手続き自体に問題はないと思います。ただ、価格交渉は行ったのでしょうか。公募であっても随契は随契ですので、価格交渉を行い、適切な調達になるようにしてください。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。価格交渉は行っております。引き続き適切な調達に努めてまいります。</p>
<p>随意契約理由書によると応札者が1者のみであるときは予決令第99条の2によって随意契約によることができますが、今回は1者しか応募がなかったため随意契約にしたということでしょうか。応募が1者だったことをもって「入札者がいないとき」に該当するという解釈なのでしょうか。「入札者がいないとき」とは1者も入札者がいないという意味ではないのでしょうか。</p> <p>予決令第99条の2では「予定価格その他の条件を変更することができない」と記載してありますが予定価格はいつ決まったのでしょうか。この調達の公募期限は8月28日であることからすると予定価格もこの辺りで一度計算されておかないと第99条の2の要件を満たさないことにならないでしょうか。また、予定価格調書には10月1日と記載してあり、事業者側の見積書も同日の日付で同額が記載してあります。そうすると第99条の2の「予定価格」はあらかじめ決めておかなかったということになってしまわないでしょうか。</p>	<p>大変申し訳ございません。誤った随契理由書が添付されておりました。差し替えをさせていただきます。(会計法29条の3第4項を根拠としております。)</p>
<p>(分科会長の意見)  随意契約の場合には、競争性がありませんので、予定価格の設定(価格交渉)がより重要になります。不断の努力をお願いします。</p>	

<p><b>【審議案件 8-1】</b>  審議案件名 : ハローワークシステム利用機関における厚生労働省統合ネットワーク回線・機器の移転・移設に係る業務一式 (令和3年2月分)  資格種別 : -  選定理由 : 随意契約で実施している案件中、再委託を行っているため、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため (再委託1/2以上)  発注部局名 : 職業安定局雇用保険課  契約相手方 : エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社  予定価格 : 1,442,073円  契約金額 : 1,375,000円  落札(契約)率 : 95.4%  契約締結日 : 令和3年1月26日</p>
---

<p><b>【審議案件 8-2】</b>  審議案件名 : ハローワークシステム利用機関における厚生労働省統合ネットワーク回線・機器の移転・移設に係る業務一式 (令和3年3月分)  資格種別 : -  選定理由 : 随意契約で実施している案件中、再委託を行っているため、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため (再委託1/2以上)  発注部局名 : 職業安定局雇用保険課  契約相手方 : エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社  予定価格 : 3,022,175円  契約金額 : 2,813,800円  落札(契約)率 : 93.1%  契約締結日 : 令和2月18日</p>
---

<p><b>【審議案件 8-3】</b>  審議案件名 : ハローワークシステム利用機関における厚生労働省統合ネットワーク回線・機器の移転・移設に係る業務一式 (令和3年3月追加分)  資格種別 : -  選定理由 : 随意契約で実施している案件中、再委託を行っているため、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため (再委託1/2以上)  発注部局名 : 職業安定局雇用保険課  契約相手方 : エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社  予定価格 : 2,380,884円  契約金額 : 2,112,000円  落札(契約)率 : 88.7%  契約締結日 : 令和3年3月2日</p>
--

(調達の概要)  
会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>随意契約とした理由が記載されていますが、どのような過程を経て、このような判断に至ったのでしょうか。</p> <p>随意契約の理由が「作業時間が限られている」というのは、早めに調達を開始して履行期間を長くすれば良いですし、障害発生時に国民に迷惑をかけるというのは官のシステムとしては当然と言えます。随意契約とするにはもっと技術的・論理的理由を挙げて頂くべきだと思います。</p> <p>専門家の助言、同業他社の意見などを斟酌されているのでしょうか。</p>	<p>公共職業安定所が閉庁している金曜の夜、土曜、日曜の2日少々で作業を完了できない場合、月曜日にハローワークシステムを利用できず、国民に対して不利益を与える恐れがあることから作業期間は厳守となります。現在の統合ネットワークについては本省霞ヶ関において設計・構築の調達を実施しており、当該業者以外には設計、構築、回線等に精通している業者はいないと考えております。</p> <p>そのため、当該業者でなければ、障害を発生させるリスクが高いこと、作業期間を厳守することができない可能性が高いことから随意契約としております。</p> <p>ハローワークシステム評価委員会に諮り、承認をいただいております。</p>

<p>再委託については特に不自然とは思いませんでした。</p>	<p>当該作業については、全国の労働局からの申請をとりまとめの上調達しております。</p> <p>申請の都度契約するのは煩雑であること、申請後においても取り下げ、移設等実施日の延期があることから定められた期限までに提出された申請をとりまとめ、利用開始日までに作業が完了するよう原則1月単位でまとめて調達しております。</p> <p>なお、当初3月分として対応しておりましたが、3月分の対象拠点の移設時期に合わせた見積もり取得等の期限までに移転先等の確定できない拠点のあったことから当該拠点について3月分と別に実施したものです。</p>
<p>8-1から8-3までの調達は同じシステムを利用している各地の拠点の移設作業で内容そのものは同じではないでしょうか。一つの調達を2月分、3月分、3月追加分に分けているだけのように見えます。これら実質的に同じ内容のものを各月毎に分解する理由はあるのでしょうか。どこの施設をいつ移設するのか、という計画が立てられたのはいつでしょうか。</p>	<p>作業の対象拠点が全国のハローワーク等の施設であることから、各月で導入する地域が異なるとともに、施工する場所も合同ビルやハローワーク単独庁舎等、それぞれ状況が異なることから、前回調達時の人工、単価は使用していません。予定価格の作成においては業者提出見積もりも参考としていますが、その額をもって予定価格とはしていません。積算資料等の一般的に公表されている単価も考慮に入れ、予定価格を積算していることから、業者見積もりとは差異があります。</p>
<p>随意契約でしかも毎月継続している契約なので価格の交渉については相当なされていると思いますが、予定価格を立てる際にはどのように活かされているのでしょうか。前月の調達の際の人工や単価などを参考に計算していると思いますが予定価格と見積もりにずれが生じるのはなぜでしょうか。また、8-1では予定価格が1月26日に決められていますが同日には業者側からもっと低い見積もりがでています。見積もりは予定価格に活かされないのでしょうか。8-2、8-3も予定価格調書と見積書の日付が一緒に金額が異なっていますのでこれらについても教えて下さい。</p>	<p>(分科会長の意見)</p> <p>随意契約としたことはやむを得なかったと判断しますが、技術や知見の向上に伴って他の業者による実施の可能性がありますので、競争性を高める不断の努力をお願いします。</p>

<b>【審議案件9】</b>	
審議案件名	: H P K I 普及方策検証事業調達
資格種別	: 役務の提供等（「A」、「B」又は「C」ランク）
選定理由	: 一般競争入札（最低価格落札方式）を実施している案件中、低入札価格調査を実施しており、落札率が最も低いため
発注部局名	: 医政局
契約相手方	: 株式会社シード・プランニング
予定価格	: 13,931,306円
契約金額	: 1,527,900円
落札(契約)率	: 11.0%
契約締結日	: 令和3年1月25日

(調達の概要)  
 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、2者応札があり、株式会社シード・プランニングが契約の相手方となった。落札率は11.0%である。

意見・質問	回 答
<p>予定価格の算出方法を教えてください。また、予定価格が適正であることについて根拠を添えてご説明ください。</p>	<p>ITサービス産業の大手2者から参考見積を徴取した。</p> <p>各クラスの研究調査の報酬単価を比較したところ、A社の方が安価であるが、一方で業務に係る人数が多数となっている。2者のうち、報酬単価及び業務に係る人数の最少値をとると本事業を行う上で、十分な成果が得られない恐れがあるため、報酬単価及び業務に係る人数は2者の平均値を採用することとする。</p> <p>海外インタビュー費用については、参考見積の提出があったB社の価格を採用することとする。</p> <p>上記、採用したものの価格に企業努力率として10%乗じた価格を予定価格とする。</p>
<p>低入札となった原因について、どのように考えておりますでしょうか。今後の調達に際して参考となる点はありませんでしょうか。</p>	<p>予定価格を算出する際に参考見積を徴した業者と比べて大幅に安価で対応できる業者が応札してきたのが、原因だと考えております。</p>
<p>手続きや予定価格の積算、仕様の書きぶりには特に問題があると思いませんでした。ただ、あまりに落札率が低いので履行結果と調達者の思惑との乖離がなかったか確認して、もしも今回の調達による成果に不足があると考えられる場合はそれを次以降起こさないために仕様の内容を検討してください。</p>	<p>履行結果について、問題はありませんでした。</p>
<p>低入札価格調査結果の表1の(A)の金額と積算価格内訳の金額は大きく違っていますが、中でも厚生労働省への事業実施後の報告の金額が最大の違いとなっています。低入札価格調査結果の説明では、過去の調査実績からノウハウや情報を持っているため入札額を引き下げることができたとのことですが、これは事業実施後の報告とは関係がない気がします。なぜこの部分で大きく差が出るのか教えてください。</p>	<p>予定価格を算出したものより、人件費を抑えて応札してきたと考えられます。</p>
<p>積算価格内訳の各職種の報酬単価は何の資料によるものでしょうか。中小企業や大企業による違いはないのでしょうか。もし違いがあるのであれば予定価格を立てる際にどちらに合わせるべきなのか検討したのでしょうか。</p>	<p>ITサービス産業の大手2者からの参考見積を基に各職種の報酬単価を決めております。また、中小企業や大企業による違いについては、予定価格積算時にはその違いの観点ではなく、あくまで本事業で十分な成果を出せることを念頭に予定価格を積算したところです。</p>



(分科会長の意見)

仮に大手（非落札者）の1者応札であれば、1000万円超の支出増になるところでしたが、競争が機能して好結果になったものと整理できます。

本件では、参考見積をもとに算出していますが、算出の基礎とされている人材レベルが適正であるかを、作業内容の専門性や難易度などを踏まえて検討したのかが確認できません。

このような検討を経て、参考見積をそのまま受け入れるか、微調整をするのか、大幅に調整するのか（あるいは別途取得をするのか）等を判断する必要があると考えます。例えば、一般スタッフ職で日額9万円を要するような作業内容であるかの確認です。

【審議案件10】

審議案件名 : 救急医療データ連携推進事業  
資格種別 : 役務の提供等 (「B」、「C」又は「D」ランク)  
選定理由 : 一般競争入札 (総合評価落札方式) を実施している案件中、1者応札であり、落札率が高いため  
発注部局名 : 医政局  
契約相手方 : 株式会社Smart119  
予定価格 : 17,823,300円  
契約金額 : 17,600,000円  
落札(契約)率 : 98.7%  
契約締結日 : 令和3年1月19日

(調達の概要)

一般競争入札 (総合評価落札方式) を行ったところ、1者応札があり、株式会社 Smart119 が契約の相手方となった。落札率は98.7%である。

意見・質問	回 答
<p>異種の機関の連携を要する事業であり、応札しようとするれば、十分な準備が必要と思われます。今後も同種の調達をするのであれば、早めの周知 (長い周知期間) が必要と思います。</p> <p>履行期間が短く、多くの企業が応札するのは難しいということは想像できます。今後も続く調達であれば、できるだけ公告を早め、また調達期間にかかわらず資料を閲覧できるようにするなどして、競争性が働くようにしてください。</p>	<p>ご指摘の通りだと思いますので、周知期間を長く取るよう努めます。なお、本年度の当該事業の実施については、公告を早め、9月から事業を開始できるよう準備を進めております。</p>
<p>外部委員が極端に異なる点数をつけています。多様な視点から評価して頂くことで点数が分かれるのはかまわないのですが、内部委員が似たような点数で中央に、外部委員が極端な点数で両端になっているのを見ると、審査基準を十分に理解・共有していたかが懸念されます。総合評価を行う際の審査委員間の情報共有を徹底するようにお願いします。</p>	<p>ご指摘の点について、内部委員と外部委員で点数の付け方に一定の傾向が見られたことは偶然であると考えておりますが、引き続き、適切な評価がなされるよう、情報共有を図ってまいります。</p>
<p>前回の類似案件では執行額が3,300,000円と今回より大幅に低い額となっておりますが、予定価格を立てる際の単価や時間についてだいぶ違ったのでしょうか？前回は競争性が発揮されたために低くなったのか、それとも前提がそもそも違って比較すべきものではないのかを教えてください。</p>	<p>担当部署の中で総合評価落札方式で調達を行っている調査分析事業の前例としてあげたものであり、内容並びに予算額及び予定価格が大幅に異なるものですので、金額について比較すべきものではありません。</p>
<p>公共調達委員会審査結果における条件への対応状況によると「公告期間の延長を検討すること」とありますが結果として公告期間が最短になったように見受けられます。1者応札になった要因分析には公告期間が短かったということは記載されていないようですが、その判断は間違いないのでしょうか。他の調達で1者応札にならないようにすべきと思いますが、聞き取りは行っていないのでしょうか。</p>	<p>履行期間の確保の観点から結果的に公告期間が最短になったものですが、公告後早期の段階から、多くの業者 (13者) より入札説明書の求めがあり、通常、当該業者は、企画書等を提出すべき公告期間の締め切りよりは、履行期間や企画内容に重点を置いて検討し応札の可否を判断するものと思われるため、公告期間の短さを要因分析に入れていません。なお、応札しなかった業者に対して聞き取りは行っていません。</p>
<p>(分科会長の意見) 競争性を高めるための視点として、十分な準備期間や履行期間の確保も重要ですので、配慮をお願いします。 また、本件では一者応札であり総合評価落札方式の結果は影響しませんでした。総合評価落札方式が適切になされるよう、審査基準の適正化などの工夫をお願いします。</p>	

39 都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

**【問合せ先】**

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室  
電話03-5253-1111（内7965）